

東京都②

1. 事業内容

担当課等	産業労働局商工部創業支援課 TEL : 03-5320-4749 FAX : 03-5388-1462
助成事業名	・外国意匠・商標出願費用助成事業

2. 助成事業の内容

助成対象者	・東京都内に住所または主たる事務所を持つ中小企業者、都内の中小企業者を主たる組合員とする事業協同組合（法人格を有するもの）、都内の中小企業を主たる会員で構成する社団法人および財団法人
助成内容	○対象となる産業財産権 意匠権、商標権 ○補助・助成金の内容 外国出願の助成 ○制度を作った背景など 都内中小企業が外国に進出するケースが増えると考えられる中で、意匠・商標の未取得によるトラブルを回避するためには、早めの権利取得を促していくことが重要である。このため、東京都では、都内中小企業に対し、外国での意匠・商標の出願に要する経費の一部を助成する事業を実施している。
助成期間	・平成 24 年 4 月 1 日から平成 25 年 9 月 30 日まで
助成金額、補助率	・助成限度額：60 万円、助成率：1/2 以内
産業財産権の帰属	・申請事業者

3. 応募手続き・申請

募集時期、期間	・平成 24 年 4 月 1 日～平成 25 年 3 月 31 日（随時募集・但し予算がなくなり次第終了）
審査（選考）方法	・助成金審査会において、申請書類に対する審査を行います。 （審査会では、外国出願の目的、出願の可能性、市場性等について審査します。原則として書類審査のみですが、必要に応じ面接審査を行う場合があります。）
申請に係わる必要書類等	1 登記簿謄本 2 事業税の納税証明書（業歴が 1 年未満の場合は、法人設立・設置届出書） 3 決算書（営業報告書または事業報告書、貸借対照表、損益計算書）の写し（直近から 2 営業期間分） 4 社歴（経歴）書〔会社概要でも可〕 5 国内出願書類の写し〔なお、登録後の場合は登録公報でも可〕 6 外国出願依頼書または外国出願書類（すでに外国出願している場合）の写し 7 国内および現地代理人費用、調査依頼、翻訳料等の代理人作成の見積書 8 その他理事長が必要とする資料
支払い方法等	・口座振込

4. 実績・資料等

採択件数、金額	・非公開
応募件数	・非公開
事業予算規模	・非公開
パンフ等の有無	・HP に掲載

5. 採択に伴う義務

採択に伴う義務等	・実績報告書 ・助成が決定した場合、翌年度から 3 年間状況等について報告
----------	--

6. 今後の計画・予定等

計画・予定等	非公開
--------	-----

